

新公審査答申(情)第35号
令和8年4月28日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について(答申)

令和6年9月9日付け、新循推第482号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長(以下「実施機関」という。)が、令和6年1月26日付け新廃対第2366号の2により行った一部公開決定のうち、別表の請求5については、令和6年度入札調書を対象文書として特定し、改めて公開決定をすべきである。その余の部分については、実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和6年1月15日、審査請求人は、新潟市情報公開条例(以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し、家庭ごみ収集カレンダーの印刷・仕分け・配送業務委託(以下「本件業務委託」という。)について、別表の請求1から7までの「請求の内容」欄に記載のとおり情報公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

令和6年1月26日、実施機関は、本件請求のうち、請求2、4、5及び7については、別表の「公開文書」欄記載の文書を特定した上で、請求5については公開とし、請求2、4及び7については、その一部が条例第6条第3号アに該当するとして一部公開とし、また、請求1、3及び6については、該当する文書が存在しないとして非公開とし、併せて一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年2月9日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

令和6年9月9日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

年月日	内容
令和6年9月9日	実施機関の諮問書を受理
令和8年1月21日	審査会開催（第1回）
令和8年2月19日	審査会開催（第2回）
令和8年3月23日	審査会開催（第3回）
令和8年4月23日	審査会開催（第4回）

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。また、審査請求人は請求4については、審査請求を行っていない。

- 1 請求1について、納品先へ納品したという証拠がない。あるはず。なければいけない文書。仕様書には処分庁（ママ）から指示があった場合提出することができるという文書がある。納品書、受領印控え（ママ）は仕様書どおり全てあるはず。
- 2 請求2について、総価入札とはいえ印刷、仕分け、配送金額等公開とすることが妥当と判断すべきもの。公開できない根拠理由が知りたい。
- 3 請求3について、現場立ち合いは誰がしなくていいと指示したのか開示せよ。必要に応じて検査する必要とはどのような時をいうのか。現場立ち合いが不要という条文、条項を開示せよ。
- 4 請求5について、最低制限価格、参考見積り、誰が拒否の指示を出したのか。
- 5 請求6について、関連会社100%、資本100%でも入札は親会社子会社指名できるという条例の開示。
- 6 請求7について、一括入札でも単価明細は不要という。公明性、透明性、経済性、処分庁にはない、明確でない、何故か、開示。

第4 実施機関の主張

実施機関が一部公開決定通知書及び弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 請求1について、仕様書に基づき、実施機関の指示により委託業者が取得した受領書・納品書の写しを提出させることができるが、令和3～5年度にあっては特段のトラブルも無かったことから、写しの提出を指示していない。

- 2 請求2について、本件業務委託契約は総価契約で締結しており、契約金額の内訳は求めている。
- 3 請求3について、仕様書に基づき、必要に応じて立入検査するが、令和3～5年度にあっては実施していない。
- 4 請求6について、入札時に資本関係を調査するよう定めた条例等（条例、規則、要綱、要領、職員マニュアルなど）はない。
- 5 請求7について、本件業務委託契約は総価契約で締結しており、契約金額の内訳は求めている。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

(1) 請求1における決定の妥当性について

ア 請求1は、令和3、4、5年度の本件業務委託において、家庭ごみ収集カレンダーが沼垂地区及び長嶺地区の自治会長等に納品された際の納品書及び受領書の写し（以下「納品確認書類」という。）の公開を求めたものである。審査請求人は当該文書が存在するはずであると主張している。これに対して実施機関は、仕様書に基づき、実施機関の指示により委託業者が取得した納品確認書類を提出させることは可能であるが、当該期間の履行過程において特段のトラブルが無かったことから提出を指示しておらず、当該請求文書は存在しないと主張している。

イ 当審査会が実施機関に納品確認書類の保管及び履行確認の方法について確認したところ、本件業務委託において自治会等へ納品された際の納品書は自治会等が受け取り、委託業者がその控え及び受領書を保管しているが、契約の履行確認は、委託業者から提出される履行届、報告書、請求書及び納品書により行うため、実施機関への納品確認書類の提出は必須としていないとの説明があった。

ウ これらの内容を踏まえると、当該請求文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、請求1に対し、実施機関が行った決定は妥当である。

(2) 請求2及び7における決定の妥当性について

ア 請求2及び7については、実施機関が本件業務委託における契約書一式を対象文書として特定し、これを公開したところ、審査請求人から、費用内訳が記載された文書が存在するはずであると主張があったものである。

イ まず、実施機関が当該対象文書を特定し公開したことについては、請求2及び7で求められている業務が一部を除き本件業務委託に含まれており、当該業務に係る契約金額に請求内容の経費を含んでいるものであるから、本件請求の趣旨に照らし不合理なものとはいえない。

その上で、当審査会が実施機関に対して、本件業務委託契約に係る入札実施から履行完了及び委託料支払いに至るまでの一連の書類の提出を求め、見分したところ、費用内訳を記録した文書は作成されていないことが確認された。

さらに、本件業務委託とは別に、一般企業及び区役所向けの配送業務に関する契約の有無について確認したところ、本件契約には自治会以外への配送業務も含まれており、一般企業及び区役所のみを対象とする別個の契約は締結されていないとのことであった。

ウ これらの内容を踏まえると、請求2及び7に対して公開決定した文書は本件請求の趣旨に沿うものと認められ、費用内訳が記載された文書については、その存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

(3) 請求3における決定の妥当性について

ア 請求3は、本件業務委託において実施された「現場立ち合い」の期日の公開を求めるものである。これに対し、実施機関は、委託契約の仕様書に基づき必要に応じて立入検査を実施することとしているが、当該期間においてトラブル等は発生せず、立入検査は実施していないと主張している。

ところで審査請求人は、決定に対する不服を明確に述べていないものの、本件請求及び本件審査請求の記載内容を総合的に斟酌すると、実施機関が契約の履行を確保するため当然に「現場立ち合い」を行っているはずであり、その期日を公開すべきであると主張しているものと解される。

イ そこで、当審査会において本件業務委託に係る契約書を見分したところ、実施機関が主張する立入検査のほか、業務の成果等の検査について定めた条項にも立会いの規定があることが確認できた。これらを含めて実施機関に対し、立会い等の実施の有無を確認したところ、いずれも実施しておらず、請求に係る行政文書は存在しないと説明があった。

ウ この実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、請求3に係る文書を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 請求5における決定の妥当性について

ア 請求5について、審査請求人は本件審査請求において、最低制限価格の公開を求めていると解される。請求内容には当初から「令和6年度入札調書」が含まれているものの、実施機関が行った本件決定では、当該文書が公開の対象に

含まれていなかった。

イ この点について実施機関に確認したところ、当該文書自体は存在するものの、請求人に対して請求の意図を確認した結果、請求対象外と判断したとの説明があった。しかし、その確認過程に関する記録は作成されておらず、また適切な補正手続も行われていない上、現に審査請求人が公開を求めていることから、請求内容が客観的に変更されたと認めるに足る事情は確認できない。したがって当該文書を請求対象から除外するとした実施機関の判断は、妥当ではないと認められる。

ウ なお、「新潟市物品購入等及び業務委託等の入札結果の公表に関する要綱」第4条第1項は、入札結果として公表すべき事項を、同要綱第5条第1項は、入札結果について落札者決定後速やかに掲示又はホームページ等に掲載することにより公表する旨を規定している。これらの規定に照らせば、入札調書に記載された入札結果は、本来公表が予定されている情報であり、公開されるべき性質のものであると認められる。

エ 以上を踏まえ、実施機関は令和6年度入札調書を本件請求の対象文書として特定し、改めて公開決定をすべきである。

(5) 請求6における決定の妥当性について

ア 請求6は、資本関係のある親会社と子会社を同一の入札において指名することを認める条例や規則等の公開を求めているものである。これに対し、実施機関は、入札参加業者の資本関係を調査することを定めた条例等は存在しないと主張している。

イ 当審査会において、本市における業者選定基準を確認するため、契約事務を所管する契約課に対し、指名業者選定に係る基準を示した文書の提出を求めたところ、「新潟市契約規則」、「新潟市物品調達等発注基準及び業者選定要綱」及び「物品等契約事務の手引き」の提出があった。

当審査会においてこれらの関係規定を見分したところ、いずれの規定にも、入札参加業者の資本関係の有無に着目して指名の可否を制限又は許容する旨の規定を確認することはできなかった。

ウ 以上より、審査請求人が求める文書は存在しないと認められるため、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 松永仁、 委員 池睦美（令和8年3月31日まで）、 委員 岩寄勝成、
委員 菅原真優美（令和8年4月1日から）

別表

請求	請求の内容	決定	公開文書	審査請求
1	令和3、4、5年度沼垂地区、長嶺地区の自治会長等が受領したとする納品書、押し印又はサインもらった受領書写し	非公開 (文書不存在)	—	対象
2	印刷、梱包、配送料	一部公開	契約書一式	対象
3	行政が現場立ち合いした期日	非公開 (文書不存在)	—	対象
4	再委託はどのような業務内容委託されたのか、配送作業とは、どのような作業をいうのか	一部公開	再委託申請書、再委託承諾書、仕様書	対象外
5	令和6年度入札調書、仕様書	公開	入札通知書、仕様書、入札関係様式	対象
6	入札で関連会社は指名していいという条例、規則等	非公開 (文書不存在)	—	対象
7	一般企業、区役所はどのような契約書、単価	一部公開	契約書一式	対象